

高槻市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第8条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等について、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録基準の取扱い)

第2条 規則第11条第2号イ及び規則第13条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録対象住宅」という。）の構造、設備及び賃貸の条件についての取扱いは、別表による。

(登録の通知)

第3条 法第10条第3項の規定による登録の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第1号）により行う。

(登録の基準に適合しない旨の通知)

第4条 法第10条第4項の規定による登録の基準に適合しない旨の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知書（様式第2号）により行う。

(登録の拒否の通知)

第5条 法第11条第2項の規定による登録の拒否の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第3号）により行う。

(登録簿)

第6条 法第10条第2項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧する者は、登録簿を閲覧場所の外に持ち出してはならない。

2 市長は、登録簿を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 前項の規定に違反したとき
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき
- (4) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき
- (5) その他登録簿の管理のため特に必要があると認めるとき

(管理状況報告)

第7条 法第22条の規定による登録住宅（以下「登録住宅」という。）の管理の状況の報告は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書（様式第4号）により行うものとする。

(改善状況報告)

第8条 法第23条第3項の規定による登録事業者は、市長から同項の規定による措置をとるべきことを指示されたときは、速やかに措置を講じ、市長が指定する日までに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅改善状況報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消しの通知)

第9条 法第24条第3項の規定による登録の取消しの通知は、住宅確保要配慮者円滑入

居賃貸住宅事業登録取消通知書（様式第6号）により行う。

附 則

この要綱は平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年12月3日から施行する。

別表（第2条関係）

| 項目 | 取扱い |
|----------|--|
| 構造及び設備 | <p>規則第11条第2号イに規定する「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」の浴室若しくはシャワー室の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>①男女別かつ戸数10戸につき1人分（10戸以下の場合は2人分）以上の浴室若しくはシャワー室を備えていること。</p> <p>②個別浴室若しくは個別シャワー室は1人分、複数が同時に入浴可能な共同浴室若しくは共同シャワー室は一度に利用できる人数分の設備を備えているものとする。</p> |
| 2. 賃貸の条件 | <p>規則第13条に規定する「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること」の目安は、次のとおりとする。</p> <p>①登録対象住宅の住戸（以下「登録対象住戸」という。）の家賃の額が、登録対象住戸と同じ又は類似する間取りの高槻市内の登録住宅の住戸（以下「近傍同種住戸」という。）の家賃のうち、最も高額な家賃の額の2倍（以下「比較対象家賃」という。）以下であること。</p> <p>②市長は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの比較対象家賃の額を令和7年10月1日に決定し、翌年度以降の比較対象家賃の額をその前年度の2月に調査し前年度末までに決定すること。</p> <p>③市長は、登録対象住戸の家賃の額が比較対象家賃の額を超えるときは、必要に応じて登録対象住戸に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業者に説明や資料を求めて規則第13条の審査を行うこと。</p> |